

三芳町建設工事請負における技術者の専任に係る取扱い

この取扱いは、三芳町が発注する建設工事(以下「工事」という。)において、建設業法で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定めるとともに、建設業法施行令(以下「施行令」という。)第27条第1項に規定する請負代金の額以上の建設工事において、同条第2項に規定する2件以上の工事現場を同一の専任の主任技術者が管理(以下「兼務」という。)する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 適用範囲

この取扱いにおいて適用される工事の範囲は、建設業法第26条及び施行令第27条に規定する請負代金額が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上の工事専任主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

2 専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事

施行令第27条第2項において「密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場合において施工するもの」とあるのは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が現場間の直線距離で10キロメートル以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合
- (2) (1)の施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含むものとする。

3 兼務できる工事の数について

専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が管理することのできる工事の数は、2件とする。ただし、同一の場所で施工するものにあつてはこの限りでない。

4 提出書類

- (1) 専任の主任技術者の兼務を必要とする者は、落札候補者となった時点で、「専任を必要とする主任技術者の兼務届出書」を町長に提出するものとする。
- (2) 兼務を必要とする者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に(1)で定める書類の写しを提出するものとする。

5 監理技術者への変更

同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への

途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めるものとする。

6 適用除外

三芳町建設工事共同企業体取扱要綱の規定の適用を受けて施工する工事は、専任の主任技術者の兼務を認めないものとする。

5 適用日

この取扱いは、令和5年10月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。